議題3：テント倉庫に対する評価について（津島市提出）

市 名		各 市 の 状 況
1	名古屋市	名古屋市では、テント倉庫のうち材質に一定の耐久性が認められるものについては従前から家屋として評価していることから、平成30年度の評価替えにより新たに評価すべき既存のテント倉庫は発生しないと考えられます。 新築のテント倉庫については、現地調査に加えて、年1回航空写真による照合調査や敷地の広大な工場等に対する聞き取り調査を行っており、これらにより把握しています。
2	豊橋市	[既存未評価について] 評価基準が平成30年度から示されたため既存のものは家屋とはせず、償却資産で申告してもらうよう促します。 [新築の把握方法] 評価基準に示されている部材を使用したテント倉庫については、建築確認申請が必要であることから、建築指導課の情報から把握する方法を予定しています。
3	岡崎市	建築確認申請済のテント倉庫については把握するが、未申請については年1回の航空写真による経年異動判読により確認作業を行っている。
4	一宮市	現状償却資産として申告されていない既存のテント倉庫につきましては、償却資産での申告を求める方向で検討しております。また、新築のテント倉庫につきましては、建築計画概要書や税務通知（表題登記）にて把握する予定です。
5	瀬戸市	現在、テント倉庫は評価していないため、既存のものが市内のどこにあるのか把握しておりません。また、償却資産として申告されていないかどうかも把握しておりません。 新築のテント倉庫の把握方法は、建築確認申請による入手、税務通知による入手、担当地区職員の見回りによる入手などです。
6	半田市	償却資産として申告されていない既存のテント倉庫を把握した場合は、償却資産として過年度に遡って課税する。 新築のテント倉庫については、当初課税明細書の送付に併せて建物等異動状況報告葉書を同封するほか、税務課以外の職員等による課税連絡制度などにより、その把握に努めている。
7	春日井市	当市では、従来から建築確認及び現地調査において、テント倉庫を把握した場合は、外気分断性、定着性、用途性の3要素から家屋として取り扱うか判断をしています。しかし、必ずしも詳細な資料が確認できない場合もあり、建物登記や償却資産の申告も参考に取り扱っています。
8	豊川市	既存のテント倉庫について把握は困難と思われます。新築の物件については登記情報等で把握することになります。
9	津島市	検討中。
10	碧南市	新築のテント倉庫は、地道な現地調査をおこない把握します。また、毎年12月下旬に撮影する航空写真と前年の航空写真の比較を業者に委託し、変化のある場所を確認します。その中で新築のテント倉庫が把握できると考えています。 過年建築のテント倉庫の取り扱いについては、当市も検討しているところであり、他自治体の取り扱いを参考にさせていただきたいと考えています。
11	刈谷市	現在、償却資産として申告されていないテント倉庫については把握ができていないため、家屋での課税はしておりません。 登記されたものについては課税しますが、それ以外の場合については対応方法を検討中です。
12	豊田市	既存のテント倉庫について、償却資産として申告されていない未評価のものについては、償却資産として申告するよう促す。新築のテント倉庫については、登記・建築確認申請・航空写真より把握する。

議題3：テント倉庫に対する評価について（津島市提出）

市 名		各 市 の 状 況
13	安城市	テント倉庫については、本市も建物扱いではなく、償却資産扱いとして、現在申告いただき、課税しています。そのため、既存の未申告のテント倉庫については、償却資産の修正申告を促す対応を取る予定です。 また、本市では、毎年1月1日付近に全市域の航空写真を撮影し、前年との比較を行い、把握していない新築及び滅失建物の確認を行っています。平成30年度以降、テント倉庫についても航空写真による捕捉及び現地調査による把握が主な方法と考えています。
14	西尾市	平成30年度からすぐに課税対象としていく予定はありません。（H27基準まで償却資産として課税していたため、家屋として課税する場合は周知する期間も必要と考えています。） 把握方法について、建築計画概要書、航空写真、現地調査にて把握しています。
15	蒲郡市	未申告のテント倉庫については、テント倉庫の所在の調査、またそのテント倉庫が申告済みであるかの確認が非常に困難である等の理由から、家屋として評価、課税する予定は今のところない。平成29年新築についても同様の理由から、届出があったもののみ、課税の対象とする方針である。
16	犬山市	現状の取り扱いとして貴市と同意見で基本的に現地調査のみの把握方法になると考えております。 土地、家屋の現地調査時に発見したテント倉庫に対し、家屋台帳の確認、償却資産申告の確認を行い重複課税の無いように努め、該当家屋が償却資産課税か家屋課税かの判断を慎重に行い課税を行う予定です。
17	常滑市	既存のテント倉庫は償却資産としており、新築のテント倉庫を家屋とすると不均衡が生じます。また、既存・新築すべてのテント倉庫を把握し、家屋として課税することは困難なため、今後も償却資産として扱う予定です。テント倉庫の把握方法としては、貴市と同様で、現地調査しかないと考えております。
18	江南市	近年、テント倉庫の評価実績はありません。仮に評価漏れ等が発覚した場合は所有者と協議のうえ、家屋または償却資産のいずれかとして評価・課税することになると考えます。 また、登記や建築確認申請から把握できない新築テント倉庫の把握方法については貴市と同様、現地調査しかないと考えます。
19	小牧市	家屋として評価すべきテント倉庫は建築確認申請された物件であると認識しています。今までもテント倉庫の確認申請はありましたが、評価基準に膜材料がなかったため償却資産として申告してもらっていました。 既存テント倉庫については引き続き償却資産として課税していく予定です。航空写真と家屋現況図の比較調査の中で償却資産として申告されていないものが判明した場合は、引き続き償却資産として申告してもらうよう依頼していきます。
20	稲沢市	当市では、平成30年基準以前のものは家屋として評価対象としたものはなかった。 新築のテント倉庫の把握は、税通や確認申請に係る書類、市内巡回等による。また、平成29年以降に新たに取得されたものが償却資産として申告されたら、事業者へ確認をする。
21	新城市	本市においてもテント倉庫については、償却資産として申告されており、新築の把握方法についても貴市と同様に考えます。 既存のテント倉庫について、償却資産として申告されていない未評価のものについては、特別な対応を行えておらず、把握方法も含め今後の課題となり、他市の状況を参考にさせていただきたいと考えております。

議題3：テント倉庫に対する評価について（津島市提出）

市 名		各 市 の 状 況
22	東海市	当市においても検討中の内容ですので、暫定的な方針を回答させていただきます。 既存のテント倉庫への対応→膜材の評価基準への記載が平成30年度基準からであること、既存のテント倉庫への措置について特に通達等が無いことを鑑み、平成29年建築分からの対応を考えています。 把握方法→建築確認申請(必須ではないものの、一部提出される例もある)、償却資産の申告内容の確認、登記、納税義務者からの申告 等 なお、市内に一定数以上の家屋を所有する企業に対しては毎年家屋の異動の有無を照会していますので、その際にテント倉庫への課税についての説明等を記載することも考えています。
23	大府市	償却資産として未評価のものについては、膜材料が明記された固定資産評価基準が平成30年度課税分から適用であること、過去に建築された家屋の評価については、膜材料の明記がない過去に定められた固定資産評価基準に従って評価を行うものであること、本市の事務取扱要領などに膜材料を定めていないことから、従前のとおり償却資産として評価して課税すべきと考えております。 新築されたテント倉庫については、テント倉庫以外の家屋を把握する方法と同様に、建築確認、航空写真や市内巡回などによりテント倉庫の把握に努め、現地調査や見積書などで課税客体の認定を行い、課税客体に該当するときは固定資産評価基準に基づいて評価していきます。 評価方法、経年減点補正率の適用等については、国や県から今後提供されると思われる情報を参考します。
24	知多市	テント倉庫については、本市臨海部や内陸部の工業団地に多く建築されており、償却資産として課税しています。償却資産として申告されていない未評価のものについては、構築物として申告していただくようお願いしています。 未評価の物件については、航空写真等により構築物の存在が確認できた場合は、現地を訪問しテント倉庫と確認できれば、償却資産として申告してもらうよう依頼をしています。 新築の場合は建築確認、消防の防火対象物工事計画届等でほとんど確認ができていますが、確認ができない物件については、未評価の物件と同様に把握しています。
25	知立市	償却資産として申告されていない過年度建築のテント倉庫については、家屋の評価の対象とはせず、償却資産として申告するよう周知を考えています。総務省から告示された固定資産評価基準は平成30年度の評価替えからとなり、平成29年度建築以降の家屋を対象としていることが考えられます。よって過年度建築のものに対して平成30年度評価替えによる固定資産評価基準を使用し、評点付設することは、適正な時価に基づく評価とは言えないと考えられるため償却資産としての課税を考えています。 新築のテント倉庫の把握については、建築確認の不要な建物にあたるため、1年に1度行う市内一斉現地調査及びGISシステムにて数年に1度行う、航空写真による照合作業等で把握することを考えています。 あくまでも当市における現状の予定のため、他市町の状況を鑑み、適宜対応を変えていきたいと考えています。
26	尾張旭市	テント倉庫については、提案市と同様な状況となっています。 今後、家屋として評価する場合に、既存の償却資産として評価されているものとの整合性も含めて、検討しきれていないため、近隣の状況を把握したいと考えております。 把握方法については、毎年、地域(2町単位程)を特定し、通常の新築調査と同じ職員で全棟(現地)をまわって、課税漏れ・滅失漏れ等の現況確認をしております。
27	高浜市	償却資産として申告されていないものについては、特段対応できていない状況にあります。 新築のテント倉庫の把握について、未登記のものは市内を巡回して把握するしかないと思いますが、現状とても難しいと考えます。
28	岩倉市	テント倉庫の該当事例はありません。新築のテント倉庫の把握については、職員の現地調査や業者(ゼンリン)に委託している実地調査補助業務の報告により把握します。

議題3：テント倉庫に対する評価について（津島市提出）

市 名		各 市 の 状 況
29	豊明市	既存のテント倉庫について、申告されていないものについては、償却資産として申告するよう逍遥します。（当市の場合、家屋の評価漏れ物件については、当該家屋の建築年に該当する評価基準を使用し評価計算を行っています。そのため、H29年より前に建築されたテント倉庫は家屋として評価することが困難であるためです） 新築のテント倉庫の把握は、税通および現地調査により行います。
30	日進市	償却資産として申告のない未評価のテント倉庫については、特に対応していません。 新築のテント倉庫の把握方法については、毎年撮影する航空写真により家屋経年異動判読を行い把握できると考えています。
31	田原市	未評価で償却資産にも申告されていない場合は、償却資産申告するよう促す。 テント倉庫であっても建築面積によっては建築確認申請が必要と思われるが、その状況によっては家屋として評価する。
32	愛西市	当市における既存のテント倉庫で、償却資産として申告されていないものについては、今後現地調査により設置状況を把握し、申告されていない場合は、所有者に償却資産として申告していただくよう伝え、また新築のテント倉庫の把握方法は、現地調査を実施することにより対応するものと考えます。
33	清須市	既存のテント倉庫について、当市においては家屋にて評価。膜部材については、平成27年度基準で評点敷設されていなかったため、独自評点を敷設することはせず、外部仕上げなしで部分別評価した。 新築のテント倉庫に関しては、登記は恐らくされないため、現況調査にて把握する。
34	北名古屋市	既存テント倉庫で償却資産として申告していないもの ・・・特に把握していない。 新築のテント倉庫の把握方法 ・・・家屋の新築調査、滅失調査時等に現地調査をする。また土地担当における現地調査において当該倉庫についての情報をもらう。
35	弥富市	対象資産が未申告であった場合でも償却資産として取り扱い、申告がされない場合は継続して申告を依頼します。 建築確認申請及び現地調査で新築を把握します。
36	みよし市	テント倉庫は登記されない限り償却資産として判断しています。家屋調査で未申告の既存テント倉庫を捕捉した場合は、調査時に償却申告の案内をします。その他の対応は特にしていません。 新築テント倉庫は、家屋として評価するものは登記済通知書により捕捉しています。また、航空写真及び現場調査で償却と判断とする新築テント倉庫を捕捉することがありますが、償却申告書との突合までは行っていません。 資産評価システム研究センターの調査研究等から、確認申請が出されるテント倉庫は今後家屋として認定していくべきと考えています。よって、確認申請により新築を把握できると考えていましたが、議題4の事情から確認申請の情報を得るまでに4～5か月を要することとなり、対応を検討中です。
37	あま市	既存のテント倉庫については、評価の予定はありません。（既存分は償却資産のままで申告のないテント倉庫は償却資産の申告をお願いします。） テント建物は全棟調査により把握しますが、登記がなければ家屋として評価しない予定ですが、今後他の市町村の状況も考慮していきます。
38	長久手市	不動産登記が可能とされている耐久性をもった膜材料（厚さ0.45mm以上、質量400g／㎡以上、引張強さ400N／cm以上など）が使われているものについては、平成29年以降に新築されたものは家屋として課税し、それ以外のものは償却資産として課税する予定です。 未評価の既存のテント倉庫について、一斉調査は予定していません。 新築のテント倉庫の把握は登記の有無をもって行います。